

- ・「奈良県道路整備基本計画」について～策定の背景～ 1
- ・「奈良県道路の整備に関する条例」について 2
- ・「奈良県道路整備委員会」について 4
- ・「奈良県道路整備基本計画」の構成（1/2） 5
- ・骨格幹線道路ネットワークについて 6
- ・「奈良県道路整備基本計画」の構成（2/2） 7

奈良県道路整備基本計画について ～策定の背景～

過去の計画

【奈良の今後5カ年の道づくり重点戦略（平成20年12月策定）】

- 重点的に取り組む施策
- 道路行政の進め方の改革（道路投資の『選択と集中』など）

- ・平成21年度～平成25年度の5カ年計画
- ・根拠条例はないが、議会の議決を経て決定
- ・事実上の「奈良県道路整備基本計画」の前身計画

奈良県道路整備基本計画の目的（狙い）

「何のために」道路を整備するのか
「どのような」道路を整備するのか
「どのように」道路を整備するのか

体系的に、
分かりやすく、
県民に提示

Why	何のために	○
What	どのような	○
Where		
How	どのように	○
Who	誰が	県（国、市）
When	いつ	5カ年計画

奈良県道路の整備に関する条例（平成25年4月施行）

【基本方針（第3条）】

- 道路のあり方（←「何のために」「どのような」）
- 道路整備の進め方（←「どのように」）

【基本計画の策定（第4条）】

- 総合的かつ計画的な整備を図るための施策についての基本的な計画を策定

「奈良県道路の整備に関する条例」について

目的（第1条）

- ・整備を「新設、改築、維持及び修繕」と定義。
- ・本県にふさわしい道路の総合的かつ計画的な整備を図るため、県管理道路の整備について、基本方針、これに基づく施策についての基本的な計画の策定等その基本となる事項を定めるとともに、構造基準等（道路構造令、バリアフリー構造基準、標識の寸法等）を定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現及び県民が安全に暮らせる県土の形成に寄与することを目的とする。

基本方針（第3条）

道路のあり方(第1項)

- ・安全かつ円滑な交通の確保
- ・全ての者にとっての利用しやすさ
- ・地域に即した空間機能の発揮
- ・総合的なまちづくりへの寄与
- ・風土・自然環境等との調和

道路整備の進め方(第2項)

- ・他の道路管理者との施策共有
- ・関係機関との連携及び協働
- ・住民説明と着実な事業推進
- ・道路資産のマネジメント
- ・公正な事業執行

基本計画の策定（第4条、第5条）

- 基本方針を踏まえ、県管理道路の総合的かつ計画的な整備を図るための基本計画
- 策定内容
 - ・整備を推進すべき県管理道路のあり方
 - ・県管理道路の整備の進め方
 - ・その他県管理道路の整備に必要な事項

委員会の設置（第6条）

- 技術的、専門的事項について審議
 - ・基本計画への意見
 - ・知事の諮問に応じて、技術的、専門的事項について審議

構造基準等（第7条～第88条）

- 道路構造令、標識（寸法）、バリアフリー構造基準等
- 国の参酌基準を、基本理念を踏まえ一部見直し
 - ・自転車、歩行者空間の柔軟設置（歩道幅員の柔軟化、自転車レーン対応）
 - ・植栽スペースの柔軟確保
 - ・休憩スペースの位置づけ 等

目的を実現するための道路整備の推進

「奈良県道路の整備に関する条例」(抜粋)

第3条(基本方針)

第1項 県は、県管理道路が次に掲げる事項を満たすこととなるよう、その整備を推進するものとする。

- 一 道路における交通が県民生活及び経済活動に欠くことのできないものであることに鑑み、県管理道路における安全かつ円滑な交通を確保するものとなること。
- 二 道路が自動車、自転車、徒歩その他の多様な手段及び高齢者、障害者等を含む県民、観光客その他の多様な主体による交通の用に供する施設であることに鑑み、全ての者にとって利用しやすいものとなること。
- 三 県管理道路の空間機能(ガス、上下水道、電気等の供給処理施設の収容の用に供する機能、市街地における通風、採光等の確保の用に供する機能その他の道路が空間として有する多様な機能をいう。)を地域に即して適切に果たすものとなること。
- 四 防災機能の確保、中心市街地の活性化、生活環境の改善、産業の振興等を実現するための地域に即した総合的なまちづくりに資するものとなること。
- 五 本県が有する優れた文化遺産及びこれと一体をなす歴史的風土並びに豊かな自然環境と調和した美しい県土の形成に資するものとなること。

第2項 県は、前項の規定による県管理道路の整備に当たっては、次に掲げるところに従い、これを推進するものとする。

- 一 県の実施する施策に関する他の道路管理者の理解を促進し、道路の整備に関する方向性の共有に努めること。
- 二 奈良県公安委員会をはじめ、他の公共施設管理者、公共交通事業者、農業用道路又は林道の整備を行う者その他の関係機関との連携及び協働に努めること。
- 三 地域住民その他の関係者に対し、事業の内容、必要性その他の事項についての分かりやすい説明に努め、その意見の反映を図るとともに、都市計画、土地収用その他の制度の活用等により、計画的かつ着実な事業の推進に努めること。
- 四 設計等における工夫、適時かつ適切な方法による点検、橋梁の長寿命化をはじめとする構造物の耐久性の向上その他の措置により、県管理道路に係る総費用の低減を図りつつ、道路資産の適切な運営管理に努めること。
- 五 県民の信頼を確保するとともに、工事等の品質の向上を図るため、適正な手続の遵守、透明性の確保等により公正な事業執行に努めること。

第4条(基本計画の策定)

第1項 県は、前条に規定する県管理道路の整備に関する基本方針を踏まえ県管理道路の総合的かつ計画的な整備を図るための施策についての基本的な計画を策定するものとする。

第2項 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 整備を推進すべき県管理道路のあり方に関する事項
- 二 県管理道路の整備の進め方に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、県管理道路の整備に必要な事項

第5条(基本計画の策定手続き等)

第1項 県は、基本計画を策定しようとするときは、奈良県道路整備委員会の意見を聴くものとする。

第2項 県は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第3項 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第6条(奈良県道路整備委員会)

第1項 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理させるほか、道路の整備に関する技術的、専門的事項について、知事の諮問に応じて調査審議させるため、奈良県道路整備委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第2項 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

奈良県道路整備委員会について（令和5年7月～）

○「奈良県道路の整備に関する条例」第6条に基づき設置

第6条（奈良県道路整備委員会）
 第1項 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理させるほか、道路の整備に関する技術的、専門的事項について、知事の諮問に応じて調査審議させるため、奈良県道路整備委員会を置く。

○学識経験者や関係行政機関などで構成

	分野	氏名	所属等	備考
学識	交通	山田 忠史	京都大学経営管理大学院 教授 京都大学大学院工学研究科 教授	委員長
	交通	西堀 泰英	大阪工業大学 特任准教授	
	構造物・維持管理	肥後 陽介	京都大学経営管理大学院 教授 京都大学大学院工学研究科 教授	
	景観	清水 裕子	畿央大学 准教授	
	都市計画 建築計画	清水 陽子	関西学院大学 教授	
行政	国	伊藤 努	国土交通省近畿地方整備局 奈良国道事務所長	
	市町村	東田 完	道路整備促進期成同盟会奈良県協議会 会長担当市 大和郡山市都市建設部長	
	警察	松井 高志	奈良県警察本部交通部長	
利用者	交通事業者	森島 和洋	奈良県道路利用者会議 会長 奈良交通（株）代表取締役会長	

奈良県道路整備基本計画の構成について（1/2）

- 今後5カ年の道路の方向性を示す計画として策定
- 「道路のあり方」と「道路整備の進め方」から構成
- 従前の考え方や取組を継承しつつ、社会情勢の変化や、本県の道路を取り巻く状況の変化を踏まえ改定

<平成26年7月策定>

【I. 道路のあり方】

1. 骨格幹線道路ネットワークの形成
 - (1) 幹線道路の意義と整備状況
 - (2) 骨格幹線道路ネットワークとその考え方
 - (3) 骨格幹線道路ネットワーク実現のための事業展開

目的横断的に必要が高い項目として
独立して項目立て

2. 目的志向の道路整備の推進
 - (1) 企業立地を支援する道路整備の推進
 - (2) 観光振興に資する道路整備の推進
 - (3) 生活利便の向上に資する道路整備の推進
 - (4) 安全・安心を支える道路整備の推進

骨格幹線以外の事業について、
目的志向を明確化し、取組の方向性を記載

3. 整備に当たっての条件・配慮事項
 - (1) 風格ある景観形成と環境への配慮
 - (2) 道路ストックの有効活用と効率的な整備
 - (3) 使い易さの追求

道路整備を実施する場合の、配慮すべき事項や
条件とすべき事項を記載

<令和元年10月改定>

【I. 道路のあり方】

1. 骨格幹線道路ネットワークの形成
 - (1) 幹線道路の意義と整備状況
 - (2) 骨格幹線道路ネットワークとその考え方
 - (3) 骨格幹線道路ネットワーク実現のための事業展開

前回計画の「選択と集中」の考え方を堅持し、
骨格幹線道路ネットワークの形成を推進

2. 目的志向の道路整備の推進
 - (1) 企業立地を支援する道路整備の推進
 - (2) 観光振興に資する道路整備の推進
 - (3) まちづくりに資する道路整備の推進

目的志向の「生活利便」→「まちづくり」に変更

3. 安全・安心を支える道路整備の推進

「安全・安心を支える道路整備」を新たに独立して
項目立て

4. 整備に当たっての条件・配慮事項
 - (1) 風格ある景観形成と環境への配慮
 - (2) 道路ストックの有効活用と効率的な整備
 - (3) 使い易さの追求
 - (4) 新たなニーズの把握

骨格幹線道路ネットワークについて

- (1) 高規格幹線道路及び有料道路（高速道路）
- (2) ネットワーク形成の骨幹となる4車線道路
- (3) 大和平野部等を縦横断する2車線道路
- (4) 南部・東部地域を縦横断する道路

1. 高規格幹線道路及び有料道路（高速道路）

- ・京奈和自動車道
- ・第二阪奈道路
- ・南阪奈道路
- ・西名阪自動車道
- ・名阪国道

2. ネットワーク形成の骨幹となる4車線道路

- ・国道24号
- ・国道308号
- ・中和幹線
- ・大和中央道
- ・枚方大和郡山線 他

3. 大和平野部等を縦横断する2車線道路

- ・国道25号
- ・国道163号
- ・国道168号 他

4. 山間部を縦横断する国道のうち、概成済みの道路

- ・国道165号
- ・国道166号
- ・国道168号
- ・国道169号
- ・国道309号
- ・国道369号 他

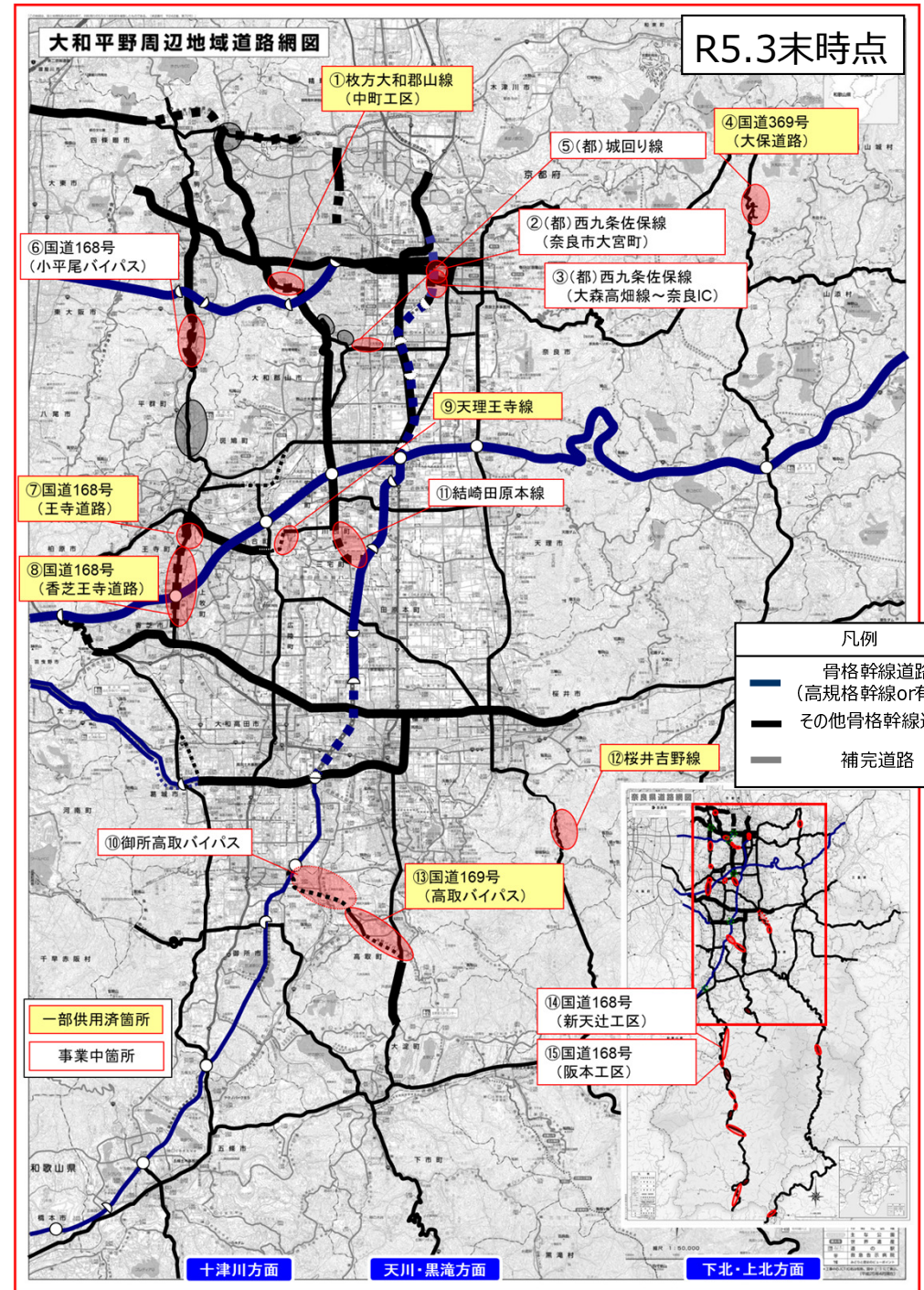
〔(1)～(3)を補完する路線〕

(5) ICアクセスを確保する道路

- ・大和高田斑鳩線
- ・桜井田原本王寺線 他

(6) 有料道路のみとなる区間を補完する路線

- ・天理王寺線
- ・天理斑鳩線



奈良県道路整備基本計画の構成について（2/2）

＜平成26年7月策定＞

【Ⅱ．道路整備の進め方】

1. 評価の重視と「選択と集中」

- (1) 段階に応じた評価の実施
- (2) 「選択と集中」に基づく予算マネジメント

事業評価、効率的投資について記載

2. 連携・協働と説明責任

- (1) 市町村等の関係機関との連携・協働
- (2) 説明責任の重視

関係機関や県民との関係について記載

3. 契約・許認可の適正確保と品質向上

- (1) 契約手続きの適正確保
- (2) 許認可における適性確保

契約発注、許認可等の手続きについて記載



＜令和元年10月改定＞

【Ⅱ．道路整備の進め方】

1. 「選択と集中」の深化と道路整備の体系化

- (1) 段階に応じた評価の実施
- (2) 「選択と集中」に基づく予算・事業マネジメント

新規事業化における評価基準の充実と
評価実施プロセスの徹底（事業着手前段階）

2. 連携・協働と説明責任

- (1) 市町村等の関係機関との連携・協働
- (2) 説明責任の重視

3. 契約・許認可の適正確保と品質向上

- (1) 契約手続きの適正確保
- (2) 許認可における適性確保